

第 23 回岩手県障がい者スポーツ大会実施計画

1 目的

第 23 回岩手県障がい者スポーツ大会（以下「大会」という。）は、大会の実施を通して、障がい者が自らの可能性を見出すとともに、県民の障がい及び障がい者に対する理解の促進を図り、障がい者の自立と社会参加を推進することを目的とする。

2 主催

岩手県、岩手県障がい者スポーツ大会実行委員会

3 競技運営主管団体

岩手陸上競技協会、岩手県水泳連盟、岩手県卓球協会、岩手県アーチェリー協会
岩手県ボウリング連盟、岩手県障がい者フライングディスク協会

4 後援（予定）

岩手県体育協会、岩手県スポーツ振興事業団
岩手県教育委員会、岩手県市長会、岩手県町村会、岩手県社会福祉協議会
岩手県社会福祉事業団、日本赤十字社岩手県支部
岩手日報社、朝日新聞盛岡総局、毎日新聞盛岡支局、読売新聞盛岡支局
産経新聞盛岡支局、河北新報社盛岡総局、日本経済新聞社盛岡支局
デーリー東北新聞社盛岡支局、時事通信社盛岡支局、盛岡タイムス社
岩手日日新聞社、共同通信社盛岡支局
NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、めんこいテレビ
岩手朝日テレビ、エフエム岩手、ラヂオもりおか

5 大会役員（役員は別紙 1 のとおり）

6 大会運営

大会は実行委員会設置要綱（別紙 2）により、実行委員会を設置し、企画・運営するものとする。

7 大会期日

令和 3 年 6 月 5 日（土）（小雨決行）

競技開始 10 時 00 分 陸上競技、卓球競技、ボウリング競技

10 時 30 分 フライングディスク競技

11 時 00 分 水泳競技、アーチェリー競技

※本大会については、開会式と閉会式は実施しない予定です。

8 競技会場

(1) 陸上競技	岩手県営運動公園・陸上競技場
(2) アーチェリー競技	ふれあいランド岩手・アーチェリー場
(3) 卓球競技	ふれあいランド岩手・体育館
(4) サウンドテーブルテニス	ふれあいランド岩手・第 2 卓球室
(5) 水泳競技	ふれあいランド岩手・プール
(6) フライングディスク競技	岩手県営運動公園・サッカー場
(7) ボウリング競技	盛岡スターレーン
(8) ボッチャ競技	ふれあいランド岩手（5/16 開催予定）

9 参加予定者

(1) 選手 1,600 人（身体障がい者 400 人、知的障がい者 1,000 人、精神障がい者 200 人）

(2) 役員・ボランティア等 1,000 人

合計 2,600 人

10 競技参加資格

競技に出場する選手は次のとおりとし、いずれも専門医の診断又は判定により競技参加に適するとされた者。

- (1) 身体障がい者は、身体障害者福祉法第 15 条の規定により、身体障害者手帳の交付を受け、令和 3 年 4 月 1 日現在、満 13 歳以上の者で、岩手県内に居住地を有する者。
- (2) 知的障がい者は、療育手帳の交付を受け、令和 3 年 4 月 1 日現在、満 13 歳以上の者で岩手県内に居住地を有する者。あるいは、その取得対象に準ずる障がいのある者。
- (3) 精神障がい者は、精神保健及び精神保健福祉に関する法律第 45 条により、精神障害保健福祉手帳の交付を受け、令和 3 年 4 月 1 日現在、満 13 歳以上の者で、岩手県内に居住地を有する者。あるいは、その取得対象に準ずる障がいのある者。
- (4) 上記において、ジュニア育成の観点から、満 10 歳以上（小学校 5 年生に相当）についてはオープン区分での参加を認めることとする。

11 競技の方法

競技は、全国障害者スポーツ大会の競技規則に準ずるほか、必要な事項は別に定める。

12 競技種目・障がい区分

競技種目・障がい区分は、別紙 3 - ①～別紙 3 - ⑥のとおりとする。

13 参加制限

選手は、1 競技種目を超えて出場することはできない。また、本大会においては、別紙 4 のとおり団体競技（リレー競技）は実施しないこととする。

14 選手選出

- (1) 身体障がい者の選手の選出は、原則として身体障害者手帳に記載されている住所地の市町村障がい福祉主管課が行う。
- (2) 知的障がい者及び精神障がい者の選手の選出は、原則として住所地を所管する市町村障がい福祉主管課が行う。
- (3) 選手は、原則として 3 競技種目（第 3 希望まで）に申込み、主催者において出場する 1 競技種目を決定する。

15 傷害保険の加入

各選手は健康・安全管理に十分配慮するものとし、主催者においては、参加選手については、普通傷害保険（レクリエーション保険）及び賠償保険に加入する。

16 競技記録について

この大会の競技記録については、第 21 回全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)派遣候補選手選考の参考記録とする。

17 その他

- (1) この大会実施要綱に定めるもののほか、大会の実施に関し、必要な事項は別に定める。
- (2) 「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 3 年 2 月 12 日変更）」を受けて作成された業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を行った上で開催する。
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大状況により、開催中止または延期する場合がある。

大 会 役 員

名 誉 会 長	岩 手 県 知 事
会 長	岩 手 県 障 が い 者 ス ポ ー ツ 協 会 会 長 岩 手 県 身 体 障 害 者 福 祉 協 会 会 長
副 会 長	岩 手 県 手 を つ な ぐ 育 成 会 会 長 岩 手 県 精 神 保 健 福 祉 連 合 会 理 事 長
参 与	岩 手 県 体 育 協 会 会 長 岩 手 陸 上 競 技 協 会 会 長 岩 手 県 水 泳 連 盟 会 長 岩 手 県 卓 球 協 会 会 長 岩 手 県 ア ー チェリー 協 会 会 長 岩 手 県 障 が い 者 フ ラ イ ン グ デ ィ ス ク 協 会 会 長 岩 手 県 ボ ウ リ ン グ 連 盟 会 長 岩 手 県 ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団 理 事 長 岩 手 県 社 会 福 祉 協 議 会 会 長 岩 手 県 社 会 福 祉 事 業 団 理 事 長 日 本 赤 十 字 社 岩 手 県 支 部 支 部 長 ふ れ あ い ラ ン ド 岩 手 館 長 岩 手 県 文 化 ス ポ ー ツ 部 部 長 岩 手 県 保 健 福 祉 部 部 長 岩 手 県 教 育 委 員 会 教 育 長 岩 手 県 福 祉 総 合 相 談 セ ン タ ー 所 長
委 員	岩 手 県 腎 臓 病 の 会 会 長 岩 手 県 中 途 失 聴 ・ 難 聴 者 協 会 理 事 長 岩 手 県 立 視 聴 覚 障 が い 者 情 報 セ ン タ ー 所 長 岩 手 県 聴 覚 障 害 者 協 会 会 長 岩 手 喉 友 会 会 長 岩 手 盲 ろ う 者 友 の 会 会 長 岩 手 県 視 覚 障 害 者 福 祉 協 会 理 事 長 日 本 オ ス ト ミ ー 協 会 岩 手 県 支 部 支 部 長 日 本 筋 ジ ス ト ロ フ ィ ー 協 会 岩 手 県 支 部 支 部 長 全 国 脊 髓 損 傷 者 連 合 会 岩 手 県 支 部 支 部 長 岩 手 県 特 別 支 援 学 校 連 絡 協 議 会 会 長 岩 手 県 知 的 障 害 者 福 祉 協 会 会 長 岩 手 県 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長 日 本 精 神 科 病 院 協 会 岩 手 県 支 部 支 部 長

別紙 2

岩手県障がい者スポーツ大会実行委員会設置要綱

(設 置)

第1 岩手県障がい者スポーツ大会（以下「大会」という。）の運営にかかる業務を円滑に処理するため、岩手県障がい者スポーツ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2 実行委員会は、次の業務を所掌する。

- (1) 大会の企画に関すること。
- (2) 大会の実施に関すること。

(組 織)

第3 実行委員会の委員は、別表に掲げる機関又は団体の役職員をもって充てる。

- 2 委員の委嘱は、大会会長が行う。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。

(委 員 長)

第4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(召 集)

第5 実行委員会は、必要の都度、大会会長が召集する。

(解 散)

第6 実行委員会は、目的が達成されたときに解散する。

(事 務 局)

第7 実行委員会事務局は、「岩手県障がい者スポーツ協会」に置く。

(補 則)

第8 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表

岩	手	県	体	育	協	会
岩	手	県	障	が	い	者
岩	手	県	陸	上	競	技
岩	手	県	卓	球	協	会
岩	手	県	ア	ー	チ	エ
岩	手	県	水	泳	連	盟
岩	手	県	ボ	ウ	リ	ン
岩	手	県	障	が	い	者
岩	手	県	ス	ポ	ー	ツ
岩	手	県	社	会	福	祉
岩	手	県	社	会	福	祉
岩	手	県	知	的	障	害
岩	手	県	特	別	支	援
岩	手	県	身	体	障	害
岩	手	県	手	を	つ	な
岩	手	県	精	神	保	健
ふ	れ	あ	い	ラ	ン	ド
岩	手	県	教	育	委	員
岩	手	県	保	健	福	祉
岩	手	県	文	化	ス	ポ

別紙3-①

岩手県障がい者スポーツ大会障害区分表

1. 陸上競技

◎男女別・年齢区分別

△男女混合・年齢区分なし

▲男女別・年齢区分なし

区分番号	障害区分	競争						跳躍			投てき					
		50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	※1 4×100mリレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーントック投
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
1	上肢	1 手部切断 片前腕切断 片上肢不完全 片上腕切断 片上肢完全	◎	◎				◎				◎	◎	◎	◎	◎
		2 両前腕切断 片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎				◎		▲	◎	◎				
		3 両上腕切断 両上肢完全	◎	◎						▲	◎	◎				
	下肢	4 片下腿切断 片下肢不完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
		5 片大腿切断 片下肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
		6 両下腿切断	◎	◎							◎		◎	◎	◎	
		7 片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎								◎		◎	◎	◎	
		8 両大腿切断 両下肢完全											◎	◎	◎	
	体幹	9 体幹 ※3	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
2	使用 脳原性麻痺以外	10 第6 頸髄まで残存	◎	◎				◎								◎
	11 第7 頸髄まで残存		◎	◎	◎	◎	◎	◎								◎
	12 第8 頸髄まで残存		◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎	
	13 下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎	
	14 下肢麻痺で座位バランスあり		◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎	
15 その他の車いす		◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎		
3	疾患（脳性麻痺、脳血管外傷等）	16 四肢麻痺で車いす使用	◎					◎								◎
		17 けて移動	◎					◎								◎
		18 片上下肢で車いす使用	◎						◎						◎	◎
		19 上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎
		20 その他走不能												◎	◎	◎
		21 上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎
		22 その他走可能	◎	◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎
4	23 電動車いす常用							◎							◎	
視覚障害 ※5	24 視力0から0.01まで ※6	◎	◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	
	25 その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	26 聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎		
知的障害	27 知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎		△	▲	◎	◎		◎	◎	
内部障害	28 ぼうこう又は直腸機能障害	◎					◎				◎	◎		◎	◎	
精神障害	29 精神障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎		△		◎					

※1 4×100mリレーは男女混合とする。

※2 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエスによる体幹の障害が該当する）。ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹機能障害であってもこの区分には該当しない。

※4 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、1つの区分として競技を行い、順位を決定する。

※5 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※6 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

別紙3-②

2. 水泳競技

身体障がい者
知的障がい者
精神障がい者

◎1部・2部 ○1部 ●2部
◎女子・男子（3年齢区分）
◎女子・男子（2年齢区分）

	区分番号	障害について	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ			
			250m	500m	250m	500m	250m	500m	250m	500m		
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			2	片前腕切断 片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			3	片上腕切断 片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			4	両前腕切断 両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			5	両上腕切断 両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
	下肢	6	片下腿切断 片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		7	片大腿切断 片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		8	両下腿切断 両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		9	両大腿切断 両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎		
	上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎		
		11	多肢切断 片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎		
	2	体幹	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○
13			第7 頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎				
14			第8 頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
15			下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
3	脳原性麻痺	16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		17	四肢麻痺（車いす常用）または、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎				
		18	両下肢麻痺または、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎		
		20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
4		21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		22	浮具使用	◎	◎	◎		◎				
視覚障害 ※1		23	視力0から0.01まで ※2	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
聴覚・平衡機能障害 音声・言語・そしゃく機能障害		25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
知的障害		26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
精神障害		27	精神障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※1 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※2 区分番号23は光を通さないゴーグルを装着する。

※3 すべての区分において、スタート方法（飛び込みまたは水中スタート）を選択できる。

別紙3-③

3. アーチェリー

●男女別

	区分番号	障害について	リカーブ		コンパウンド	
			50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1 第8頸髄まで残存 ※1	●	●	●	●
		2 その他の車いす	●	●		
		3 上肢障害	●	●		
	切断・機能障害	4 下肢障害 (いす、車いす使用を含む)	●	●		
		5 体幹	●	●		
	6 脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	●	●	●	●	
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく機能障害	7	聴覚障害	●	●		
内部障害	8	ぼうこう又は直腸機能障害	●	●		

※1 「第8頸髄まで残存」には「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

4. 卓球

◎男女別、年齢区分別

●男女別

			区分番号	障害について	卓球	STT
肢体不自由	1	上肢障害	1 片上肢障害	◎		
			2 両上肢障害	◎		
			3 片下腿切断、片下肢不完全	◎		
		下肢障害	4 片大腿切断、両下腿切断 片下肢完全、両下肢不完全	◎		
			5 片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎		
			6 体幹	◎		
	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用、使用	7 第8頸髄まで残存 ※1	◎		
			8 座位バランスなし	◎		
			9 その他の車いす	◎		
	3	脳原性麻痺	10 車いす使用	◎		
			11 杖または、松葉杖使用	◎		
			12 上肢に不随意運動あり	◎		
			13 上肢に不随意運動なし	◎		
			14 片側障害	◎		
視覚障害 ※2			15 アイマスク有り ※3		◎	
			16 アイマスク無し	◎		
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく機能障害			17 聴覚障害	◎		
知的障害			18 知的障害	◎		
精神障害			19 精神障害	●		

※1 「第8頸髄まで残存」には「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスク・アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

5. フライングディスク

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由				
視覚障害				
聴覚障害	◎	◎	●	●
知的障害				
精神障害				
内部障害 (ぼうこう又は直腸機能障害)				

6. ボウリング (知的障がい者及び精神障がい者が出場できる)

- (1) 知的障害区分は男女別に実施し、年齢区分は設定しない。
- (2) 精神障害区分は男女別に実施し、年齢区分は設定しない。

7. ボッチャ

◎男女区別、年齢区分なし

			区分 番号	障害区分・解説	競技スタイル	
					立位	座位
肢 体 不 自 由	1	切断・ 機能障害	1	多肢切断・両下肢完全で立位 【解説】 上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で下肢の3大関節（股・膝・足関節）全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者	◎	
	2	脳原性麻痺 以外で 車いす 常用、使用	2	第6頸髄まで残存 【解説】 肩関節周辺の筋力は、ほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）		◎
			3	第7頸髄まで残存 【解説】 肩関節周辺の筋力と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）		◎
			4	第8頸髄まで残存 【解説】 肩関節周辺の筋力と肘関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はアあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）		◎
			5	多肢切断 【解説】 上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		◎
	3	脳原性麻痺 （脳原性麻痺、 脳血管疾患、脳 外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用 【解説】 脳原性麻痺により四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある車いす常用者		◎
			7	けって移動 【解説】 脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		◎
			8	片上下肢で車いす常用、または使用 【解説】 脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる上肢と下肢で車いすを操作する者		◎
			9	その他走不能 【解説】 脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることができない者	◎	
	4		10	電動車いす常用 【解説】 脳原性麻痺うあ脳原性麻痺以外の四肢麻痺者、多肢切断で、日常的に電動車いすを使用している者		◎

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手（区分2～8および10）の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランプ使用者について、選手1名につき1名の競技アシスタントを認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

別紙3-⑤

<参考>障害区分の解説(全国障害者スポーツ大会競技規則集より)

■肢体不自由1

			障害区分名	解説	
切断または機能障害	立位	上肢	切断	手部	片側および両側の手部切断
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
				両上腕	両上腕の切断者
				片前腕および片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者
		機能障害	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害のある者	
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害のある者	
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害のある者	
		下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
				片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
				両下腿	両側の下腿の切断者
				両大腿	両側の大腿の切断者
	機能障害		片下腿および片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者	
			片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害のある者	
			両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者	
	上下肢	切断	片上肢および片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者	
			多肢切断	三肢以上の切断者	
		機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者	
			片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者	
	体幹	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)【注1】		

【注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害であってもこの区分には該当しない

■肢体不自由2

脊髄損傷等	陸上競技	脳原性麻痺以外で車いす使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが物がにぎれない)
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他	脳原性麻痺や背髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
	水泳競技	脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適応になる)	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが物がにぎれない)
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】

【注2】「座位バランス」の判定は、「ハそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する

【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること

別紙3-⑥

■肢体不自由3

			障害区分名	解説
脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上競技	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
			けって移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
			片上下肢で車いす使用	日常動作において片側の上半身と下半身で車いすを操作する者
			上半身で車いす使用	上半身による車いす使用者【注4】
		立位	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者
			上半身に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害の出る上半身協調運動障害があるが、走ることが可能な者
	その他走可能		【注5】	
	水泳競技		四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上半身駆動による車いす使用者
			上半身に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上半身の強調運動障害があり、走ることが不可能な者
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）
			上半身に軽度の不随意運動を伴う走不能	上半身の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者
			片側障害で片上半身機能全廃	片側障害で患側上半身のストローク動作も走ることが両方が不可能な者
			その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上半身でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
			その他走可能	上半身の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者
	卓球競技	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
			杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
		立位	上半身に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上半身の強調運動障害がある者
			上半身に不随意運動なし	上半身の協調運動障害のない立位者
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者
	その他		電動車いす常用（陸上）	四肢体幹機能障害等により日常生活で常に電動車いすを使用している者
浮具使用（水泳）			重度の四肢体幹機能障害のある者で、浮具を使用する者	

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。

【注5】「上半身に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する

■視覚障害

視覚障害	視力0から0.01まで	【注6】
	その他の視覚障害	

【注6】視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

■聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害

聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	聴覚障害	区分しない
------------------------------	------	-------

■知的障害

知的障害	知的障害	区分しない
------	------	-------

■内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併した直腸・ぼうこう機能障害は含まない
------	--------------	----------------------------

■精神障害

精神障害	精神障害	区分しない
------	------	-------

別紙4

団体競技（リレー競技（4×100m））について

1 参加対象について

知的障がい者または精神障がい者の男女とする。

2 実施方法

- (1) 男女混合とし4名のリレー選手の中に**必ず女子1名以上**を含むこととする。
- (2) 女子選手の走順は各チームにおいて決めることができる。
- (3) 通常のバトン使用のリレーとする。

3 その他

- (1) 表彰は閉会式において各組の1位～3位までのチームに対して行う。
- (2) リレー選手は原則として陸上競技に出場する者とする。
- (3) 女子選手が不足する場合は他チームとの合同チームを編成してよい。

本大会ではリレー競技は実施しないこととする。